次のとおり水道施設工事について一般競争入札に付するので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第 167 条の６第１項の規定により公告する。

なお，この工事の入札執行については，令和８年４月１日函館市企業局公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定によらず，この公告によるものとする。

令和８年１０月２９日

函館市公営企業管理者
企業局長　手　塚　祐　一

１　一般競争入札（事後審査型）に付する工事の内容

(1) 工 事 名　一般国道２７９号函館市十字街電線共同溝設置工事に伴う配水管移設工事

(2) 施工場所　函館市大手町１２番先

(3) 工　　期　契約の日の翌日から令和９年１月２９日まで

(4) 工事概要　水道用ダクタイル鋳鉄管布設工
口径１００ｍｍＧＸ形　施工延長４０ｍ
口径１００ｍｍＫ形　施工延長４ｍ
既設管撤去工

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）
１０，０２０，０００円

(6) 最低制限価格
函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領第６条第１項の規定による価格

(7) その他
本工事は「週休２日工事」の対象工事である。

２　入札参加資格

次のいずれにも該当し，かつ，３により入札への参加を制限されていないこと。

(1) 函館市競争入札参加有資格者として，建設工事のいずれかの工種に登録されていること。

(2) 前号に係る競争入札参加資格審査結果通知書における水道施設工事の総合数値，もしくは函館市企業局競争入札参加資格審査結果通知書（水道施設工事（配水管工事））の総合数値が，６４０点以上７８０点未満であること。

(3) 市内に本店を有する者であること。

(4) 契約締結日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日以降に，経営事項審査を受けている者で，当該経営事項審査結果通知書を提示できること。

(5) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

(6) 函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成23年４月１日施行）による指名停止を，当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。

(7) 函館市企業局暴力団等排除措置要綱（平成２３年９月３０日施行）による入札参加除外措置を，当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に受けていないこと。

(8) 配置予定技術者調書の提出日以前３月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人，主任技術者および監理技術者を配置できること。

(9) 当該工事の入札に参加する時点において，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(10) 特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成２５年４月１日施行）による入札参加制限に，当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際現に該当しないこと。

(11) 他の参加者のうちに協同組合，協業組合，企業組合その他これらに類するものがある場合は，その構成員でないこと。

3　工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について，次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が６５点未満のときは，その通知をした日から起算して６ヶ月間，当該入札に参加することができない。

ア　函館市請負工事施行成績評定要領

イ　函館市小規模請負工事施行成績評定要領

ウ　函館市企業局請負工事施行成績評定要領

エ　函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4　入札参加資格の認定申請等

(1) 入札に参加しようとする者は，入札参加資格の認定について，必要な書類を添付した入札参加資格審査申請書により次に定めるところにより，公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

ア　申請の期間　入札日を配達指定日とする一般書留または簡易書留が配達可能な期間とする。

イ　申請の方法　資格の認定を受けようとする者は，次のとおり必要書類を提出し，入札参加資格の認定を受けること。

(ｱ) 必要書類

ａ　条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

ｂ　配置予定技術者調書

(ｲ) 提出方法

入札書とともに郵送することとし，持参によるものは受け付けない。

(ｳ) 入札参加資格の認定

入札参加資格の認定は，開札後に行うものとする。

ウ　申請書の提出先　函館市末広町５番１４号　函館市企業局管理部経理課（電話番号　0138-27-8722）

(2) 審査結果は，申請期間終了後３日（函館市の休日を定める条例（平成３年函館市条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は，前号の通知に付されたその理由の説明を，次に定めるところにより管理者に求めることができる。

ア　提出期間　前号の通知があった日の翌日から起算して５日（函館市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内

イ　提出場所　函館市企業局管理部経理課

ウ　そ の 他　書面（様式は，自由）の提出は，持参によることとし，郵送またはファクシミリによる提出は，認めない。

(4) 管理者は，前号の説明を求められたときは，その求めがあった日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。

5　工事費内訳書の提出

入札に際し，入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6　契約条項を示す場所

函館市企業局管理部経理課

7　入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することとなったときは，当該者に係る入札参加資格を取り消し，その旨を書面により当該者に通知する。

ア　政令第１６７条の４の規定に該当すると認められるとき。

イ　提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

ウ　函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱による指名の停止を受けたとき。

エ　函館市企業局暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けたとき。

オ　当該工事ごとに定める入札参加資格のうち，工事施行成績の評定結果の評定点について条件を満たさなくなったとき。

(2) 前号オに該当して同号の規定により入札参加資格を取り消された者は，その取消しについての説明を，次に定めるところにより管理者に求めることができる。

ア　提出期間　前号の通知があった日の翌日から起算して５日以内

イ　提出場所　函館市企業局管理部経理課

ウ　そ の 他　書面（様式は，自由）の提出は，持参によることとし，郵送またはファクシミリによる提出は，認めない。

(3) 管理者は，前号の求めがあったときは，当該求めがあった日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。

８　設計図書等の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書等は，次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間　令和８年１０月２９日から令和８年１１月１１日まで

イ　閲覧場所　函館市企業局管理部経理課

(2) 前号に定めるもののほか，設計図書等は公告日から入札日の前日まで，電子データにより函館市ホームページに掲載する。

(3) 入札に参加しようとする者は，設計図書等申込書を提出することにより，前号に定める設計図書等の閲覧に必要なパスワードの交付を求めることができる。

(4) 入札に参加しようとする者は，質問書を提出することにより，設計図書等の内容について説明を求めることができる。

ア　提出期間　令和８年１０月２９日から令和８年１１月５日まで

イ　提 出 先　函館市末広町５番１４号　函館市企業局上下水道部管路整備室建設担当（電話番号　0138-27-8752）

ウ　提出方法　持参による。

(5) 前号の説明は，質問回答書により行い，入札日の前日まで閲覧場所において閲覧に供する。

９　入札の方法

入札は，一般書留または簡易書留のいずれかにより，かつ，入札日を配達指定日として函館市企業局管理部経理課あてに郵送する方法により行わなければならない。

10　入札の辞退

入札を辞退しようとする者は，入札日の前日までに入札辞退届を持参しなければならない。

11　開札の立会い

開札は，入札の終了後，函館市企業局条件付き一般競争入札立会いおよび傍聴要領の規定に基づき，入札者の立会いのもと行う。

12　入札執行の日時および場所等

(1) 日時　令和８年１１月１２日午前１０時

(2) 場所　函館市末広町５番１４号　函館市企業局３階入札室

(3) 入札回数は，１回とする。

13　入札保証金

入札保証金は，免除する。

14　落札者の決定方法

函館市企業局契約規程（平成２３年函館市企業局規程第３２号）第１２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で同規程第１６条の規定により設けた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

15　入札の無効

次の入札は，無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反

した入札。

(2) 予定価格を超える入札および最低制限価格を下回る入札。

(3) ９に規定する入札の方法以外の方法による入札。

(4) 管理者が入札参加資格の認定を入札後に行うと定めた工事において，入札執行の際に函館市企業局管理部経理課に到達しなかった入札。

16　その他

入札に参加しようとする者は，別紙の入札心得を承知すること。